

吉川市告示第 2 6 3 号

吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金（第 5 弾）給付要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 5 日

吉川市長 中原恵人

吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金（第 5 弾）給付要綱
（趣旨）

第 1 条 この要綱は、原油等の価格高騰により影響を受けている事業者等に対し、予算の範囲内で原油等価格高騰対策支援金（第 5 弾）（以下「支援金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条に規定する中小企業者又は小規模企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 この要綱において「経費」とは、事業のために使用した光熱費（電気代、ガス代等をいう。）、燃料費（ガソリン代、軽油代、重油代等をいう。）又はその両方をいう。

（給付対象者）

第 3 条 この支援金の給付対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する事業者等とする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有する事業者等であること。
- (2) 市税等（個人市民税、個人県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していない事業者等であること。
- (3) 令和 8 年 9 月 1 日前に事業を開始した事業者等であること。

(4) 今後も事業継続の意思がある事業者等であること。

(不給付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者等に対しては、支援金を給付しない。

(1) この要綱の規定による支援金を受けた事業者等

(2) 市から同様の趣旨を有する他の補助金の交付対象者となっている事業者等

(3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業者及び農事組合法人

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与している事業者等

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者等

(6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

(7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者等
(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる令和8年1月分から令和8年12月分までのうち任意の1月の期間における経費の合計額（以下「経費合計額」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 経費合計額が30,000円以上200,000円未満の場合 25,000円

(2) 経費合計額が200,000円以上500,000円未満の場合 50,000円

(3) 経費合計額が500,000円以上の場合 100,000円

(支援金の給付申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする事業者等は、吉川市事業者等に対する

原油等価格高騰対策支援金（第５弾）給付申請書兼請求書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

２ 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （１）経費を確認できる書類
 - （２）市内に住所又は事業所を有し、事業を営んでいることを証する書類
 - （３）市税等を完納していることを証する書類
 - （４）振込先口座が確認できる書類
 - （５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （支援金の給付決定）

第７条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の給付の可否を決定するものとする。

２ 市長は、前項の規定により支援金の給付を決定したときは、速やかに支援金を申請者に給付するものとする。

３ 市長は、第１項の規定により支援金の給付の可否を決定したときは、吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金（第５弾）給付・不給付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の給付決定の取消し等）

第８条 市長は、支援金の給付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （１）第４条各号に掲げる事業者等に該当すると認めるとき。
- （２）偽りその他不正の手段により支援金の給付決定を受けたと認めるとき。

２ 市長は、前項の規定により、支援金の給付決定を取り消したときは、既に給付した支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

３ 前項の規定により支援金の返還を求められた事業者等は、市長が指定する期日までに当該支援金を返還しなければならない。

（報告等）

第９条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の給付決定を受けた事業者等に対して報告させ、又は関係書類その他の物件を提出させることができ

る。

（帳簿等の整備及び保管）

第 10 条 支援金の給付を受けた事業者等は、当該支援金の給付に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の証拠書類は、支援金の給付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金（第 5 弾） 給付申請書兼請求書
年 月 日

(宛先) 吉川市長

(法人にあっては、本社の所在地) 所 在 地

商号・屋号

(法人にあっては、代表者の職・氏名) 代表者名

印

電話番号

吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金（第 5 弾） の給付を受けたいので、
誓約事項に同意の上、下記のとおり必要書類を添えて申請するとともに、給付決定があつ
たときは、指定口座への振込みの方法により請求します。

記

(1) 誓約事項	・申請書に記載した事項及び添付書類に偽りはありません。 ・虚偽の申請であることが判明した場合には、支援金を返還します。 ・本申請に係る書類等は 5 年間保管し、請求されたときは速やかに提出します。 ・申請日時点で事業を行っており、今後も引き続き事業を継続します。 ・要綱第 4 条各号に掲げる事業者等に該当しません。 ・本申請に係る審査のために、職員が市税等の納付状況を照会することに同意します。									
(2) 経費合計額	月	光熱費			燃料費			合計		
		円			円			円		
税理士等 確認欄	上記内容について、事実相違ありません。 印									
(3) 請求額	金 円									
(4) 振込先	金融機関名							支店名		
	種別	普通 ☐ ・当座 ☐		口座番号						
	フリガナ									
	口座名義人									
備考欄										

(以下、担当確認欄)

法人名ふりがな		業種
代表者名ふりがな		
生年月日	※個人事業主の場合のみ	

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

吉川市長



吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金（第 5 弾）給付・不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金（第 5 弾）の給付について、下記のとおり決定しましたので、吉川市事業者等に対する原油等価格高騰対策支援金（第 5 弾）給付要綱第 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 給付審査結果 給付 ・ 不給付

2 給 付 額 金 _____ 円

3 不給付の場合の理由